

高松家庭裁判所委員会（第15回）議事概要

1 日時

平成23年6月16日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

今村和彦，大前良子，岡原剛，川池陽子，中川弘之，樋口清子，松本タミ，水沼祐治

(2) 事務担当者

山本首席家庭裁判所調査官，藤澤次席家庭裁判所調査官，古田島主任家庭裁判所調査官，井上首席書記官，藤田主任書記官，川崎事務局長，小西総務課長，櫻又総務課課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 委員紹介

新任の今村和彦委員を小西総務課長が紹介した。

(3) 委員長代理の指名

今村委員が，委員長から委員長代理に指名された。

(4) 本日のテーマ「成年後見制度について」に関する協議

ア 成年後見等事件の申立手続説明用ビデオを視聴した。

イ 成年後見制度の現状と課題について，藤田主任書記官が説明した。

ウ 意見交換

■ 本日のテーマである「成年後見制度について」，御意見などをお伺いしたい。

○ 成年後見制度の中で，後見類型と保佐類型の区別は困難ではないかと思う。特に，高齢者の認知症などでは日によって状態が異なる方もいるし，本人の認識と申立てをする家族の病状に対する認識が異なる場合もあるように思う。どのようにして区別しているのか。

● 家庭裁判所の手続の各段階ごとに説明する。最初に，申立てを検討している方に対して，申立手続説明用ビデオやパンフレットにより，制度の概要を理解していただく。その上で，医師の診断書（家庭裁判所が定める様式のもの）を取っていただき，その診断書を基準に申立人には後見類型か保佐類型かの一応の判断に基づいて申立てをしてもらう。次に，申立後の調査の段階では，家庭裁判所調査官等が申立人や本人などと面談して，医師の診断書や診断書付票に基づいて，本人の状態を確認している。そして，家事審判官がそれらの資料だけでは，後見類型か保佐類型かの判断ができない場合には，更に医師による鑑定を実施した上で判断している。

○ 成年後見関係事件の概況説明によると本人が20歳代から40歳代の若

年層の申立てが思っていた以上に多い。例えば重度の知的障害者の場合で考えると本人が成人になったと同時に成年後見の申立てがあるのが普通かと考えるが、そのようなことではないのか。

- 本人の状態と成年後見等事件の申立ては一致しない。例えば重度の知的障害者で、本人の状態としては幼少期から継続して後見類型に該当する場合であっても、法律行為の必要性がなければ成年後見等事件の申立てはされない。遺産分割や銀行預金の払戻し手続などの必要性から申立てがされるのが実情である。そのために、30歳代や40歳代になって申立てがされることもある。
- 同じく概況説明によると高松でも法人が成年後見人となっているようだが、どのようなところになっているのか。
- 社会福祉協議会がなっている。
- 成年後見人に選任された後のことについてであるが、世間一般では、認知症になった親を長男が同居して面倒をみるということが多いように思う。その場合、長男としては、親の面倒をみるのが長男としての義務であり、また家の資産を使うのが長男としての権利であるという意識なのに対して、他のきょうだいは長男が親の資産を隠して勝手に使っていると反発していることもあるのではないかと思う。そのあたりの実情を聞きたい。
- 成年後見人の選任の際には、成年後見人の職務は本人の保護・支援であり、成年後見人が本人の資産を本人のため以外のことに使うことはできないと十分に説明している。しかし、成年後見人には広範な代理権があるため、本人の財産を自由に使うことも可能であるので、家庭裁判所では成年後見人の職務を継続して監督しているのが実情である。後見監督事務を通じて、成年後見人から聞かれる意見としては、「お金が自由にならない」とか「財産目録や収支予定表などの報告書を作成するための負担が大きい」といったことが多い。このように家庭裁判所のチェックがはたらいっていることからすれば、長男が親の資産を自由に使うことはあまりないのではないかと思う。また、他のきょうだいから長男を成年後見人に選任することに異論が出るような場合には、専門職の第三者後見人を選任することにより、そのようなきょうだい間の紛争を回避することも多い。次に、後見監督事務について、もう少し詳しく説明する。通常は定期的に成年後見人に対して、書面で本人の身体及び財産状況を照会しており、回答書には、成年後見人として行った仕事の内容を記載し、財産目録及び収支予定表を添付してもらっている。回答内容が適切であれば次回の監督時期を定めてその際の後見監督事務を終了させることになるが、書面照会に対する回答がなかったり、回答があっても不適切な内容であれば、裁判所に来ていただき、説明を受けることになる。
- 家庭裁判所だけでなく社会全体で成年後見制度を育てていくことが必要であると思う。成年後見人の受け皿を広げていき、親族後見人に対する教育・支援をしていくことも必要ではないかと考える。

■ 指摘されたことについて，家庭裁判所でさらに検討していきたい。以上で，本日の意見交換会を終了する。長時間どうもご苦勞様でした。

(5) 次回期日

平成23年12月8日（木）午後1時30分から開催することとした。